

## 第2章 基本的な考え方

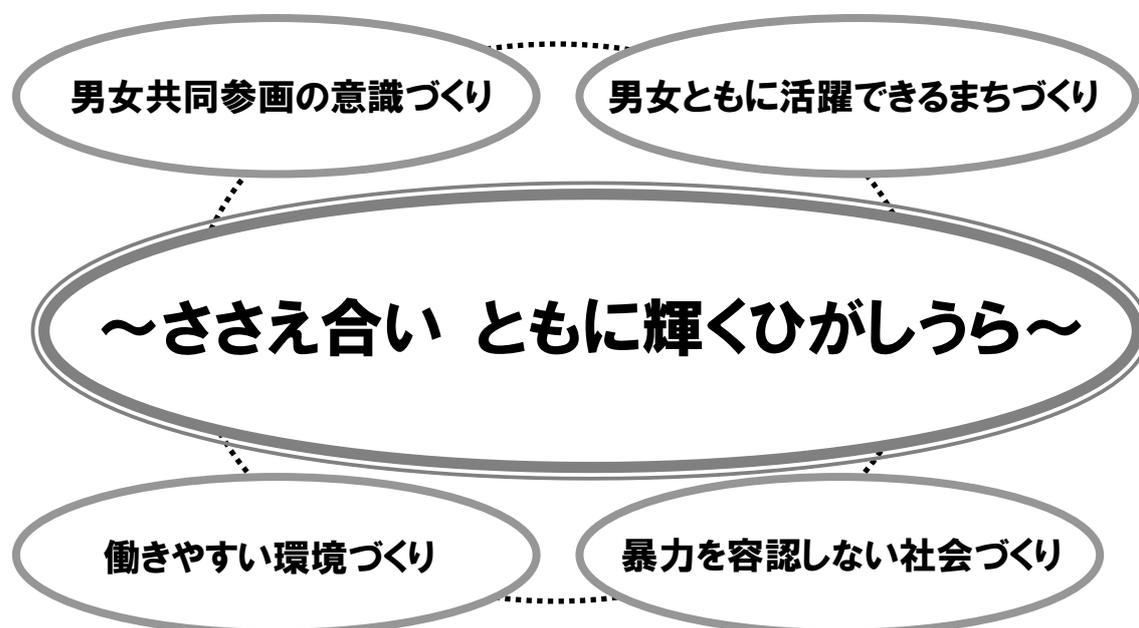
### 1. 基本理念

男女共同参画社会は、多様な生き方を尊重し、すべての人が家庭、地域、職場などあらゆる場面で活躍できる社会です。この男女共同参画社会の実現を図るためには、家庭、地域、職場などあらゆる分野において男女が互いに理解し、個人としての個性と能力を十分に発揮できる環境づくりが必要です。

そのため、東浦町における男女共同参画を進めるために「ささえ合い ともに輝くひがしうら」を基本理念に掲げ推進します。

### 2. 基本目標

本プランの理念である「ささえ合い ともに輝くひがしうら」をめざして以下の4つの基本目標掲げ、各種施策を推進します。



# 男女共同参画社会のイメージ

## 家庭では

- 男女が共に家事・育児・介護などに参画し、心豊かで充実した生活を送っています。
- 多様な保育サービスを受けながら、ゆとりをもって子育てをしています。
- 介護を家族だけが行うのではなく、社会が支援しています。



## 学校では

- 子どもたちが互いの個性を大切にして、協力し合い育っています。
- 次のステップ(進学、就職など)へ個人の適性を尊重した多様な選択がなされています。



## 地域では

- 男女が共に地域活動に積極的に参加し、豊かで住みよい地域づくりに貢献しています。
- 地域団体において、性別にとらわれない役割分担がされています。



## 職場では

- 仕事と家庭、地域活動とのバランスのとれた生活を送っています。
- 採用、昇進、賃金などで男女格差が解消され、個人の能力、意欲を十分に発揮しています。

### 3. 計画の体系

| 基本理念            | 基本目標                            | 重点施策                         | 施策の方向  |
|-----------------|---------------------------------|------------------------------|--|
| さやえ合い さもじ輝くひがつら | <b>【目標1】</b><br>男女共同参画の意識づくり    | 1) 正しい理解の促進                  | ①意識啓発・広報の徹底<br>②講演会や研修会の開催<br>③行政文書・広報紙における表現の適正化  |
|                 |                                 | 2) 人権尊重意識の促進                 | ①地域への人権啓発<br>②あらゆる機会を通じた人権学習の推進  |
|                 |                                 | 3) 男女平等教育の推進                 | ①男女平等の意識を幼児期から養う保育の推進<br>②保育士、教職員に対する男女平等の推進<br>③男女共同参画の視点に立った教育の推進  |
|                 |                                 | 4) 男性、子どもにとっての男女共同参画         | ①男性の家事、介護能力の向上<br>②男性の育児参加促進<br>③子どもの権利に対する正しい理解の推進と保護<br>④地域における子どもの居場所づくり  |
|                 | <b>【目標2】</b><br>働きやすい環境づくり      | 1) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現 | ①仕事と家庭・地域生活との両立の支援<br>②男女の均等な雇用機会、待遇の確保と推進<br>③農家への啓発  |
|                 |                                 | 2) 子育て・介護への支援                | ①ニーズに合わせた子育て支援<br>②子育て支援センターの充実<br>③保育サービスや放課後児童対策の充実<br>④妊婦及び子育て中の男女に対する学習機会の提供<br>⑤介護サービス等に関する情報の提供<br>⑥家族介護のための情報提供・交流事業    |
|                 |                                 | 3) 健康づくり支援                   | ①母子保健の充実<br>②食育の推進<br>③生涯を通じた心身の健康づくり、健康保持の支援  |
|                 |                                 | 4) 各家庭の状況に応じた自立支援            | ①ひとり親家庭の自立支援<br>②高齢者の暮らしを支える取り組みの推進<br>③障がい者(児)の自立を支援する取り組みの推進<br>④外国人に対する支援   |
|                 | <b>【目標3】</b><br>男女ともに活躍できるまちづくり | 1) 政策・方針決定への男女共同参画の推進        | ①女性の役職登用率の向上<br>②審議会、委員会等への女性の参画の拡大  |
|                 |                                 | 2) 地域活動への男女共同参画の推進           | ①地域団体役員への女性の参画促進<br>②地域活動への参画促進<br>③防災分野への女性の参画拡大<br>④各種団体活動の推進  |
|                 |                                 | 3) 女性のチャレンジ支援                | ①性別にとらわれない職務分担の促進<br>②人材の発掘と育成<br>③再就職支援・女性の起業に対する支援・職業能力育成支援  |
|                 | <b>【目標4】</b><br>暴力を容認しない社会づくり   | 1) 女性に対する暴力の根絶               | ①暴力を容認しない社会の形成<br>②被害者からの相談体制の整備<br>③被害者の保護<br>④被害者の自立支援<br>⑤被害者の子育て支援<br>⑥若年層の暴力の防止と根絶するための取り組みの推進<br>⑦あらゆるハラスメントの根絶に向けた啓発の推進 |
|                 |                                 | 2) 子ども、高齢者、障がい者に対する暴力の根絶     | ①要保護児童対策の連携体制の整備<br>②高齢者虐待防止対策の連携体制の整備<br>③障がい者虐待防止対策の連携体制の整備  |